

『速旅 明智ゴルフ倶楽部利用券付ドライブプラン』利用規約

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と株式会社明智ゴルフ倶楽部が運営する別表1に定めるゴルフ場をご利用いただけるゴルフ場利用券が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び明智ゴルフ倶楽部が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2021年1月20日（水）から2021年12月26日（日）までの期間とします。この期間のうちお申込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、ゴルフ場利用券は利用可能期間のうちあらかじめ指定した日（以下、「施設利用日」といいます。）に利用することができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申込みはできません。

- 一 ゴールデンウィーク、お盆等の交通混雑期（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）
- 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）

2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジまたは出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへのお申込みは、別表1に定めるゴルフ場へのプレー予約を完了した後に、当社公式WEBサイトから本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用開始日の前日の正午までに行ってください。なお、お申込み時に速旅会員のご登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）
- 2 ゴルフ場利用券の料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用の料金はETCカードによる決済となります。
- 3 本プランのお申込みが完了したとき、当社は、お申込み時に登録されたメールアドレスに受付番号、プラン名、施設利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、メールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除などした場合は、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から申込確認書をご確認ください。
- 5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申込みが完了した時点で成立します。
- 6 第16条第1項、同第3項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 7 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一のお申込みはできません。同一のお申込みを行った場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 8 申込確認書の通知をもって、お申込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 9 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申込みを行ってください。

（ゴルフ場利用券の利用方法）

- 第8条 第6条第1項に定めるとおり、あらかじめ別表1に定めるゴルフ場のうちご利用を希望されるゴルフ場へプレーの予約を行ってください。
- 2 お申込み時に登録した施設利用日に、前項でプレーの予約を行ったゴルフ場の受付において、スマートフォン・タブレット画面に表示した申込確認書をスタッフにご提示ください。続いてスタッフの指示に従って引換番号を入力し、画面認証を行ってください。スタッフが画面認証を確認したのち、申込確認書をゴルフ場利用券とみなしてプレー代金のお支払いに充当（以下、「ゴルフ場利用券の利用」といいます。）いただけます。なお、ゴルフ場利用券の利用にかかる条件等は、別表1に定めるとおりです。
- 3 本プランのご利用には、スマートフォン・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書のご提示のみでは、ゴルフ場利用券の利用はできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

- 第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表3に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、

同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

- 2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、または、周遊エリア外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入または流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出または流入を行った周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）を請求いたします。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金を請求いたします。

（高速定額利用の開始及び終了）

- 第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもってご利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した最後の通行を満了した時点をもってご利用を終了したものとします。

（高速定額利用の利用方法）

- 第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。
- 2 料金所を通過するときは、お申込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申出ください。
- 4 出口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申出ください。

（料金及び請求）

- 第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。
- 2 当社は、高速定額利用料金とゴルフ場利用券の料金を分けて請求いたします。なお、ゴルフ場利用券の料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際の施設利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。
- 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器やETC車載器の料金表示等のほか、一時的に「ETC利用照会サービス」等の料金表示等も通常料金で表示されますので、あらかじめご了承ください。また、高速定額利用の対象とならないご通行がある場合は、別途当該通行に係る通常料金を請求いたします。
- 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社またはETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用

の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

- 5 E T Cパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

- 第13条 高速定額利用に、E T Cマイレージサービス以外の割引（E T C時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 E T Cマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
 - 3 お申込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
 - 4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

- 第14条 各通行が次の各号の一に該当する場合は高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
- 一 申込時に登録したE T Cカードを用いずに通行した場合
 - 二 申込時に登録した車種以外の車種で通行した場合
 - 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出した場合
 - 四 利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかった場合
 - 五 周遊通行以外の通行を行った場合
 - 六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、通行した経路の距離が最も距離の短い経路の2倍を超える場合
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行した場合
 - 二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用した場合（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用した場合
- 3 本プランのお申込みが次の各号のいずれか1つでも満たさない場合は、高速定額利用のお申込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 本プランのご利用時に有効なE T Cカードを登録していること

- 二 お申込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
- 三 お申込み時に登録した E T C カードの名義が本プランの申込者と同一であること

(ゴルフ場利用券の提供の制限)

第 15 条 次の各号の一に該当するときは、ゴルフ場利用券の提供をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 第 8 条第 2 項に定めるスマートフォン・タブレット画面認証以外でゴルフ場利用券の提供を受けようとしたとき
- 三 第 8 条第 2 項に定めるスマートフォン・タブレット画面を提示した際に、引換完了経過時間が 30 分を経過した場合、スマートフォン・タブレット画面表示の時間表示が点滅していない場合及び既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされている場合

(解約等)

第 16 条 本プランを解約する場合は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の 24 時までに限ります。）に、速旅会員専用マイページ (<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>) からキャンセル（解約）手続きを行ってください。なお、高速定額利用またはゴルフ場利用券のいずれか一方のみを解約することはできません。また、第 6 条第 1 項に定めるプレー予約をキャンセルする場合は、予約したゴルフ場へ手続きを行ってください。本プランの解約を行っても、プレー予約のキャンセルは成立しておりませんのでご注意ください。なお、プレー予約のキャンセル料が発生する場合は、予約したゴルフ場へ直接お支払いください。

2 前項に基づく解約を行った場合でも、ゴルフ場利用券の利用を行った場合は、解約の時期にかかわらずゴルフ場利用券の解約は無効となり、ゴルフ場利用券の料金を請求いたします。

3 第 1 項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては解約がされたものとしてお取扱いたします。

一 周遊通行を行わず（第 14 条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、ゴルフ場利用券の利用も行わなかった場合は、高速定額利用およびゴルフ場利用券のどちらのお申込みも遡って解約がなされたものとします。

二 周遊通行を行わず（第 14 条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、ゴルフ場利用券の利用を行った場合は、高速定額利用のお申込みのみ遡って解約がなされたものとします。

4 周遊通行を行った場合は、ゴルフ場利用券の利用の有無にかかわらず、本プランを解約することはできません。高速定額利用料金及びゴルフ場利用券の料金の双方を請求いたします（ただし、当社または株式会社明智ゴルフ倶楽部の責による場合を除きます。）。ただし、ゴルフ場利用券の利用を行わなかった場合は、インターネットまたは電話により当社へその旨をお申出された場合に限り、お客さまが指定する住所に、株式会社明智ゴルフ倶楽部からゴルフ場利用券を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申出の有効期間は、本プランお申込み時にご登録された施設利用日から 2 か月間とし、配送されたゴルフ場利用券の有効期間は発行日から 2 か月間とします。

(個人情報の保護及び取扱い)

第 17 条 本プランをお申込みのお客さまの個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第 8 条に定めるゴルフ場利用券の利用、及び第 16 条第 4 項に定める引換券の配送の手続きに必

要な範囲内で、お客さまの個人情報を明智ゴルフ倶楽部に対して提供します。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランをご利用のお客さまが受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害または事故により、お客さまの個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき
- 四 通行止めまたは渋滞により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によってお客さまが被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1：ゴルフ場利用券の内容・提供・利用条件

内容	ゴルフ場利用券（3,000円分）	
利用可能 ゴルフ場	[イ]明智ゴルフ場（岐阜県恵那市明智町吉良見字西山 980-2） [ロ]賑濟寺ゴルフ場（岐阜県美濃加茂市山之上町 3300-1） [ハ]かしおゴルフ場（岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字白砂 1168） [ニ]ひるかわゴルフ場（岐阜県中津川市蛭川 5735-3） [ホ]荘川ゴルフ場（岐阜県高山市荘川町野々俣 957-1）（※）	
特典	[イ]	練習場コイン 1 枚
	[ロ]	練習場ボール 1 カゴ 20 球
	[ハ]	ゴルフボール 2 球
	[ニ]	練習場コイン 1 枚
	[ホ]	きやらぶき・ひめたけご飯の素・まいたけご飯の素のいずれか一つ
利用条件	・本プランのお申込みの前に、上記利用可能ゴルフ場へのプレーの予約が必要です。なお、上記利用可能ゴルフ場の公式 WEB サイトやお電話での直接予約のほか、外部のゴルフ場予約 WEB サイトなどで予約された場合もゴルフ場利用券をご利用いただけます。 ・ご予約のプレー代金が一人当たり 3,000 円以上（税金等（※）を除く）の場合にのみゴルフ場利用券をご利用いただけます。 ※税金等とは、消費税および地方消費税、ゴルフ場利用税、スポーツ振興基金を指します。 ・ゴルフ場利用券は 1 会計につき 1 枚のみご利用いただけます。 ・招待券や誕生日券などプレー代金に伴わないご利用の場合は、ゴルフ場利用券はご利用になりません。 ・特典は、ゴルフ場利用券 1 枚につき上記をご提供いたします。	

※荘川ゴルフ場は、冬季クローズ期間中はご利用いただけません。

別表 2：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	周遊エリア 記号	プラン料金		(高速定額利用) 利用可能期間	施設利用日 (※1)
		普通車	軽自動車等		
[ゴルフ場利用券] 1 枚 + [高速道路周遊パス] 【A】 発着なし＝名古屋～美濃～中津川周遊エリア 【1 日間】	A	<u>5,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,100 円 [ゴルフ場利用券] 3,000 円	<u>4,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 1,700 円 [ゴルフ場利用券] 3,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日のみ (日帰り)	左記 利用開始日
[ゴルフ場利用券] 2 枚 + [高速道路周遊パス] 【A】 発着なし＝名古屋～美濃～中津川周遊エリア 【1 日間】		<u>8,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,100 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円	<u>7,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 1,700 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円		
[ゴルフ場利用券] 1 枚 + [高速道路周遊パス] 【A】 発着なし＝名古屋～美濃～中津川周遊エリア 【2 日間】		<u>5,500 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,500 円 [ゴルフ場利用券] 3,000 円	<u>5,000 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,000 円 [ゴルフ場利用券] 3,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 2 日間	左記期間内 のうち 1 日
[ゴルフ場利用券] 2 枚 + [高速道路周遊パス] 【A】 発着なし＝名古屋～美濃～中津川周遊エリア 【2 日間】		<u>8,500 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,500 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円	<u>8,000 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,000 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円		

※1 第 16 条第 4 項により配送したゴルフ場利用券を除く

プラン名	周遊エリア 記号	プラン料金		(高速定額利用) 利用可能期間	施設利用日 (※1)
		普通車	軽自動車等		
[ゴルフ場利用券] 1枚 + [高速道路周遊パス] 【B】 発着なし＝浜松～愛知 ～美濃周遊エリア 【2日間】	B	<u>7,600 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,600 円 [ゴルフ場利用券] 3,000 円	<u>6,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,700 円 [ゴルフ場利用券] 3,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大2日間	左記期間内 のうち1日
[ゴルフ場利用券] 2枚 + [高速道路周遊パス] 【B】 発着なし＝浜松～愛知 ～美濃周遊エリア 【2日間】		<u>10,600 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,600 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円	<u>9,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,700 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円		
[ゴルフ場利用券] 2枚 + [高速道路周遊パス] 【C】 発着なし＝小牧・安曇 野・高山周遊エリア 【3日間】	C	<u>12,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 6,200 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円	<u>11,000 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,000 円 [ゴルフ場利用券] 6,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大3日間	左記期間内 のうち1日

※1 第16条第4項により配送したゴルフ場利用券を除く

別表3：高速定額利用（周遊エリア）

記号	区間
A	・東名高速道路（名古屋IC～小牧IC） ・名神高速道路（小牧IC～岐阜羽島IC） ・中央自動車道（小牧JCT～中津川IC） ・東海北陸自動車道（一宮JCT～美濃IC） ・東海環状自動車道（豊田藤岡IC～山県IC）
B	・東名高速道路（浜松IC～小牧IC）(※1) ・名神高速道路（小牧IC～大垣IC） ・新東名高速道路（浜松浜北IC～豊田東JCT、浜松いなさJCT～三ヶ日JCT） ・伊勢湾岸自動車道（豊田東JCT～湾岸長島IC） ・中央自動車道（小牧JCT～恵那IC） ・東海北陸自動車道（一宮JCT～美濃IC） ・東海環状自動車道（豊田東JCT～関広見IC）

記号	区間
C	・ 東名高速道路(岡崎 IC～小牧 IC) (※1) ・ 名神高速道路(小牧 IC～岐阜羽島 IC) ・ 新東名高速道路(岡崎東 IC～豊田東 JCT) ・ 伊勢湾岸自動車道(豊田東 JCT～豊田南 IC) ・ 中央自動車道(小牧 JCT～諏訪南 IC) ・ 長野自動車道 (岡谷 JCT～安曇野 IC) ・ 東海北陸自動車道(一宮 JCT～飛騨清見 IC) ・ 東海環状自動車道(豊田東 JCT～山県 IC) ・ 安房峠道路 (全線)

※1 日進 JCT～長久手 IC 間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。